



* マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています *

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



ようやく残暑も衰え、身体が多少楽になってきました。皆さまいかがお過ごしでしょうか？
息子も秋の大会が始まりました。この大会が春の選抜につながっていくので、一戦一戦勝ち上がっていくべく、親も毎週応援の日々です。

* 職場で役立つ心理学 *
～よく見かける癖にもワケがある～



誰にでも一つぐらい癖はあるものですが、他人がしていると気になるものです。不可解な行動にも理由があります。

| | | |
|--|---------------------|---|
| 気になる ↑ ↓ 気にならない | 見ている方もイライラ 貧乏ゆすり | 本当は… ストレスを和らげている 行儀が悪いと言われるが、実は振動を脳に伝えることによりストレスや緊張を和らげている。 |
| | 落ち着きがない 髪を触る | 本当は… 不安を感じている 頭を撫でてもらう代償行為。不安があり、誰かに甘えたいという依頼心が強い。退屈している場合にも見られる。 |
| | なんだか不衛生 頭を掻く | 本当は… フラストレーションを感じている 強いストレスや不安からくる自傷行為。自己中心的で完璧主義な傾向にある。髪を抜いたり爪を噛んだりするのも同じ。 |
| | だらしない 唇をなめる | 本当は… 緊張している 唇が乾くのは緊張しているため。舌を出すのは照れ隠しのサイン。 |
| | ちょっと感じ悪い タバコを吸う | 本当は… 安心したい 緊張やストレスを感じており、母親の乳房を吸うときの安心感を得るため。唇に触る人やガムを噛むのも同じ。 |



★9 月のお仕事カレンダー★

| | |
|------|--|
| 9/10 | <ul style="list-style-type: none">●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事●8 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 9/30 | <ul style="list-style-type: none">●8 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付●7 月決算法人の確定申告・翌年 1 月決算法人の中間申告●10 月・翌年 1 月・4 月決算法人の消費税の中間申告 |

★トピックス★



～厚生年金保険料が9月分（10月納付分）から引き上がります～

厚生年金保険の保険料率が、今までの 18.182%から 0.118%引き上げられ、「**18.3%**」となります。
この保険料率は「平成 29 年 9 月分（10 月納付分）から」変更となります（健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません）。

また、算定基礎届による新しい標準報酬月額適用も同じタイミングで行います。給与計算時に注意しましょう。

健康診断は実施するだけでいいの？

会社は、労働安全衛生法にもとづき、労働者に対して医師による健康診断を実施する必要があることを前号で解説しました。

では、健康診断を実施するだけでよいのでしょうか？ 実は、その後もいくつか取り組みがあるので。

○健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間（5年）、保存しておかなくてはなりません。

○健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するためにどういったことが必要なのか、医師の意見を聞かなければなりません。

○健康診断実施後の措置

上記の医師・歯科医師の意見によって必要がある場合には、作業内容を変更したり、労働時間の短縮などを行ったり適切な措置をしなければなりません。

○健康診断結果を労働者に通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。

○健康診断の結果に基づく保健指導

特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

○健康診断結果を所轄労働基準監督署へ報告

健康診断（定期）の結果は、遅滞なく所轄労働基準監督署長へ提出しなければなりません。（常時50人以上の労働者がいる場合。特殊健康診断の結果は、全ての事業者。）

*マイナンバーも安心！
当事務所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

